

上山市の障がい者雇用状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和7年6月1日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

【障がい者雇用率】

	法定雇用障がい者数の算 定の基礎となる職員の数 ①	障がい者で ある職員の数 ②	実雇用率 ※法定雇用率2.8% ③（②／①）	不足数 ④
R7.6.1現在	396.0人	11.0人	2.78%	0.0人

（注意）

- 1 上山市は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定による特例認定を受けているため、上山市教育委員会に勤務する職員を合算しています。
- 2 ①欄及び②欄については、「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引き」に基づき算定しているため、実際の職員数とは異なります。
- 3 ④欄は、①欄に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から②欄を減じて得た数であり、これが0.0人となることをもって法定雇用率達成となります。

したがって、③欄が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0人となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。
- 4 障がいの種別・区分・種類別の人数及び直近1年間に雇い入れた人数については、人数が少数であり、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であること又はその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。